

議第六十五号

岐阜県税条例の一部を改正する条例について

岐阜県税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「同条第二項の総務省令で定める」を「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する」に改める。

第二十条中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第二十七条第一項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改め、同項ただし書中「若しくは法第三十四条第四項」を「法第三十四条第四項」に改め、「扶養控除額」の下に「若しくは特定親族特別控除額（同条第一項第十二号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「又は扶養控除額」を「扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第七十一条の三第四項中「日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」を「円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令第四十三条の四の二に規定するものをいう。）」に、「オーストラリア軍隊（同協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリア」を「締約国軍隊（当該円滑化協定に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国」に改める。

第七十一条の六の二中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

第七十二条の十七第五項中「運転免許証」を「当該減免に係る自動車を運転する者の運転免許証（道路交通法第九十二条第一項の運転免許証をいう。第八十五条の二第四項において同じ。）

又は免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項の免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項及び第八十五条の二第四項において同じ。）に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。第八十五条の二第四項において同じ。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第八十五条の二第四項中「運転免許証」を「当該減免に係る自動車を運転する者の運転免許証又は免許情報記録個人番号カード」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、知事が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第五条の三を附則第五条の二とする。

附則第六条中「附則第六条」を「附則第五条の七」に改める。

附則第六条の二中「総務省令で定める」を「施行規則附則第二条の六の四に規定する」に改める。

附則第八条第一項中「附則第十条第一項」を「附則第九条の三第一項」に改め、同条第四項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第八条の二 令和八年四月一日以後に第六十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第六十条の二の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第六十条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第四条の二に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第四条の三に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項及び第三項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（第六十条の二の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものの他の施行令附則第十条に規定するものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定により重量を本数に換算する場合の計算その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、施行令附則第九条の四に規定するところによる。

附則第十二条の四第一項第二号中「第七十一条の三第四項に規定するオーストラリア軍隊（第七項において「オーストラリア軍隊」という）を「締約国軍隊（円滑化協定（我が国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する我が国と当該締約国との間の条約その他の国際約束であつて我が国の租税の免除に関する事項について定めるもののうち施行令附則第十条の二の二第二項に規定するものをいう。）に基づいて、我が国の同意を得て、我が国及び当該締約国が相互に決定して実施する活動に関連して国内（法の施行地をいう。）に所在する当該締約国の軍隊をいう。第七項において同じ）」に、「施行令附則第十条の二の二第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第三号中「附則第十条の二の二第四項」を「附則第十条の二の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同項第四号中「附則第十条の二の二第六項」を「附則第十条の二の二第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同項第五号中「附則第十条の二の二第八項」を「附則第十条の二の二第九項」に改め、同条第六号中「附則第十条の二の二第十二項」を「附則第十条の二の二第十三項」に改め、同条第七号中「オーストラリア軍隊」を「締約国軍隊」に改める。

附則第十六条の二第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附則第二十一条の二第一項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の六第三項」に、「第十一条の七第一項」を「第十一条の六第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第二項」を「第十一条の六第二項」に改め、同条第三項中「第十一条の七第四項」を「第十一条の六第四項」に改め、同条第四項中「第十一条の七第五項」を「第十一条の六第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の十七第五項及び第八十五条の二第四項の改正規定 公布の日

二 附則第五条の三を附則第五条の二とする改正規定、附則第六条、第六条の二並びに第八条第一項及び第四項の改正規定並びに同条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四項、第五項及び第八項の規定 令和八年四月一日

三 附則第十六条の二第一項ただし書の改正規定 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日

四 第七十一条の三第四項及び第七十一条の六の二の改正規定並びに附則第十二条の四第一項第二号から第五号まで、第六項及び第七項の改正規定並びに附則第六項及び第七項の規定 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第七号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

五 第十一条の改正規定及び第二十七条第一項の改正規定（「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める部分に限る。） 地方税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第一号）附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日

（県民税に関する経過措置）

2 改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。）第二十条及び第二十七条第一項の規定は、令和八年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和七年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 令和八年度分の個人の県民税に係る申告書の提出に係る新条例第二十七条第一項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（同条第一項第十二号に規定する特定親族（前年の合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

（県たばこ税に関する経過措置）

4 次項に定めるものを除き、附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第八条の二第一項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

5 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に、岐阜県税条例第六十条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第六十条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項及び新条例附則第八条の二の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

一 岐阜県税条例第六十条の三第三項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第八条の二第一項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

二 新条例附則第八条の二の規定により換算した紙巻たばこの本数に〇・五を乗じて計算した製造たばこの本数

（軽油引取税に関する経過措置）

6 新条例第七十一条の三第四項及び第七十一条の六の二の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油（岐阜県税条例第七十一条の二第三項に規定する燃料炭化水素油をいう。以下この項において同じ。）の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

7 新条例附則第十二条の四第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（清流の国ぎふ森林・環境税条例の一部改正）

8 清流の国ぎふ森林・環境税条例（平成二十三年岐阜県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

提 案 説 明

地方税法の一部改正に伴い、個人県民税の所得割の所得控除の対象に特定親族特別控除を追加する等のため、この条例を定めようとする。

